

議事日程 (第4号)

平成26年 9月26日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第37号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第38号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第42号 土地の取得について
- 日程第8 議案第47号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第9 議案第45号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第10 議案第44号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第11 認定第1号 平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復

元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

- 日程第18 請願第3号 「農業・農協改革」に関する請願書
- 日程第19 請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
- 日程第20 請願第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第21 請願第6号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書採択に関する請願書
- 日程第22 発議第1号 教育予算の確保と充実を求める意見書について
- 日程第23 発議第2号 「農業・農協改革」に関する意見書について
- 日程第24 発議第3号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 日程第25 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 日程第26 発議第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書について
- 日程第27 発議第6号 集団的自衛権を容認しないよう求める意見書について
- 日程第28 発議第7号 暴力団排除に関する決議について
- 日程第29 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第38号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第42号 土地の取得について
- 日程第8 議案第47号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第45号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第44号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 認定第1号 平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第18 請願第3号 「農業・農協改革」に関する請願書
- 日程第19 請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
- 日程第20 請願第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

- 日程第21 請願第6号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書採択に関する請願書
- 日程第22 発議第1号 教育予算の確保と充実を求める意見書について
- 日程第23 発議第2号 「農業・農協改革」に関する意見書について
- 日程第24 発議第3号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 日程第25 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 日程第26 発議第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書について
- 日程第27 発議第6号 集団的自衛権を容認しないよう求める意見書について
- 日程第28 発議第7号 暴力団排除に関する決議について
- 日程第29 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	渡邊 康弘	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	平田 栄一	地域振興課企画監	……………	久次 桂二
産業課長	……………	矢野 孝一	建設課長	……………	重松 俊一
子ども課長	……………	大浦 克司	会計課長	……………	今村 敏則
生涯学習課長	……………	森田 正道	住民課長	……………	須山りつ子
総務課企画監	……………	高良 朝子	総務係長	……………	田中 豊和
財政係長	……………	早川 正一	監査委員	……………	棚町 和幸

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第19回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第37号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第1、議案第37号大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 質問いたします。

空き家の条例ができたことについては、行政として一步前進だというふうに思っております。で、内容を見ますと、今回の条例に関しての内容は、調査をして、指導をして、勧告をして、命令をして、公表するという形になっています。

で、ほかの自治体の空き家条例等を見ますと、その指導、勧告、命令、公表でちゃんと撤去してくれるところはいいんですけども、例えば公表されても余り痛くない方というか、それでは実際のその空き家が撤去できていないというような状況もあって、そこを踏まえて命令、代行措置であったり、行政代執行というものも条例の中に入っているところが結構多くあるようです。そういうところも考えているところがあるようですが、その点については、今後考えていくことなのか。それとも、まずとりあえずこれをやってみようということなのか、見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（長野 正明） 須山住民課長。

○住民課長（須山りつ子） 住民課の須山です。林議員さんの質問にお答えいたします。

確かに今回提出いたしました空き家の条例に対しては、助言、指導、勧告、命令、公表までを規定しております。確かに御指摘のとおり強制力がない面もあるかと思いますが、まず条例を制定いたしまして、空き家の適正な管理は所有者の責任であるという意識啓発を行い、所有者への粘り強い相談と説得を通じて合意と納得を得て、解決を図っていきたい、今現在はそういうふうに行きたいと考えておりますので、公表までの条例にいたしております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。この条例、一步前進だというふうに思っておりますが、国のほうの動きもいろいろあるようですので、今後、例えばこれでは全く効き目がなかった

というようなことがあれば、さらに一方進めた条例について考えていただければと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 答弁が要りますか。

○議員（6番 林 威範） いえ、要りません。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第37号大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第2. 議案第38号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について**

○議長（長野 正明） 日程第2、議案第38号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） おはようございます。4番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

私どもといたしましては、この国会での子育て新制度の制定には反対の立場でございました。国が適切な予算措置をしたり正規の保育所を増設するのではなく、施設の要件を緩和したり営利企業を参入させるなどして、安価な保育を目指しておるからでございます。

本案につきましては、上位法に基づく整備でございますが、新しく小規模型の要件が定義され

ておりますけれども、いずれも保育士の基準が2分の1以上あるいは1人以上など、安全で質の高い保育が保障されるのかは甚だ疑問と言わざるを得ません。市町村によりましては独自に要件を上乗せし、保育士配置の増員を規定しているところもございます。

こうした事例を参照いただき、仮にこれが可決、施行後も、安全で質の高い保育の確保のため御尽力いただきたいと切に願う次第です。

以上の点につき賛成しかねますので、反対の討論といたします。議員各位の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 次に賛成討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから議案第38号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第39号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第3、議案第39号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第39号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第4. 議案第40号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第4、議案第40号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 条例の中で、第10条に専用区画を設けるということがうたわれておりますが、現在の大堰小学校、大刀洗小学校の学童保育においては、今のスペースのままですと専用区画がとても設けられる状態ではありませんが、どういう拡張工事といいますか、どういふことでそのスペースを確保しようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 教育委員会子ども課の大浦でございます。ただいまの花等議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに大堰学童につきましては、大堰小学校の以前空き教室であったところを学童保育として今現在活用しているところでございます。

していく中で、専用区画という確認でございますが、まず専用区画といいますのは、児童のスペース、そして事務とのスペース等でございます。まずは児童のスペースの基準となる1.65平米を確保するというところでございまして、その中に考えられますのは、必ずしも事務をとる場所とか、あるいはそういった事務等をとる場所との区画に壁を設けなくちゃいけないというふうには認識しておりません。まず児童の必要とする最低面積の確保ということでございます。

そんな中で、とはいうものの、静養を必要とする区画とかがございます。そうなると同じ部屋での学童の見守りということとはできないかもしれませんので、今後そういったところを考えながら、施設の整備のほうには務めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 申し上げます。この専用区画というのは、1人につき1.65平方メートルの中に含まれているんですね。私は、これ専用区画を別室として設けなくちゃいけないのかなと、第10条の第1項ではそう読むんですけど、その下では1.65平方メートルの中に含まれているような読み方になるんですが、そこらはどう解釈したらよろしいのでしょうか。一般保育室と静養の、熱が出たりとかそういう人の部屋を区別しなさいというふうな、第1項ではそういうふうなことかなと思ったんですけど、第2項を読みますと、何かそこも一緒に含まれた面積というふうに取り取れるんですが、そこら辺のところの解釈をもう一度お願いいたします。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 静養室がその子供の基準となる1.65平米の中に含まれるかというところでございますが、私のほうの認識としては、その1.65平米の中に入っているというふうに考えます。ただし、これは最低基準でありますので、1.65平米というわずかな面積でございますから、これはあくまで最低基準ということでございます。ただ、それは含まれるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） じゃ、保育室は1.65平方メートルでいいけれども、できれば、静養室として一定区画を設定しなさいということですね。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） そのとおりというふうに理解しております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第40号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第41号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第5、議案第41号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第41号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立9名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第46号 大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第46号大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 先日の自由討議の中でも問題になったんですが、最初に私この条例
を見たときに、男女共同参画担当課が新設されるのかと思いました。で、何か町長も本気だなと
いうのを、これを見て思ったんですけど、説明によりますと、男女共同参画担当をする所管課を
というふうなことでしたので、その男女共同参画担当課とすると、課と読み間違えるといえます
か、そういうおそれがあるので、何か男女共同参画を担当する課とか、を担当する所管課とか、
文言ですけど、そのほうがいいのではないかと、誤解を招かないのではないかとと思いますが、い
かがでしょうか。

○議長（長野 正明） いかがですか。平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 花等議員の御質問にお答えいたします。

内容というか、こちらが意図することにつきましては、先ほど花等議員からありましたとおり、
あくまでも男女共同参画を所管する部署という意図でございますので、新しく課を新設する意図
は全くございませんで、あくまでも所管する課という意味でのこういう表現にさせていただいて
おる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討
論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第46号大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第42号 土地の取得について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第42号土地の取得についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番の黒木ですが、ちょっとこれは確認の意味ですが、この土地については、この提案理由にありましたように、町道の鴨屋敷線ですか、この線でございますけれども、町長の回答で、ちょっと私が聞き違いかと思いますけれども、再度確認したいと思います。

この土地につきまして不動産鑑定士に依頼してから、大体坪単価ですか、一応8万5,000円で町が買収するというようなことだったと思います。そして、その後、県との話し合いの中で、県の公道ですか、公道ができるときに、結局県がその時点でというと、結局何年後かわかりませんが、そのときの不動産鑑定士の評価で県が買い上げるというふうな回答だったと思いますけれども、そこら辺について、町長、一応再度確認の意味で回答をお願いしたいと思います。そういう解釈だったと思いますが。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松です。黒木議員の御質問にお答えいたします。

まず、この取得価格に関する基礎データとなっております1平米当たりの単価2万8,500円、これは黒木議員がおっしゃったように、県が委託しました不動産鑑定士によって平成25年に鑑定した結果がこの金額となっております。

で、県のほうに確認したところ、県のほうが用地を買収する場合には不動産鑑定士を入れて不動産を鑑定すると。で、その金額につきましては2年間を有効とするということを言っていたので、この金額は平成25年度及び26年度がこの金額で売買の基礎の価格となります。それ以降、平成27年度以降につきましては、また再度不動産鑑定士を入れて土地を評価し、その評価金額が売買価格の基礎算定資料となります。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） わかりました。それでは、結局4年後か何かに県道の買収になるということになれば、その時点で不動産鑑定士に依頼し、その金額で買い取ってもらうというよう

なことですね、それを確認したかったんです。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） わかりました。

○議長（長野 正明） 5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 同じその件なんですけれども、これは、この形状を見ますと、先がとがったりしております。もちろん入り口はバチが要りますので、こういうようになる場合もありますが、最終的に設計ができて道路ができた場合に、かなり無駄な土地があるんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） まず土地につきましては、2筆、合計の960.37平米でございます。で、今現在のところ町道の拡幅ということで図面を引いて落としているところ、約65%から70%が道路の敷地となりまして、残りの25%から30%が道路用地外となる予定でございます。

で、道路用地につきましては、ここには県道鳥栖朝倉線等の右折車線等も入ってきますので、その分で随分拡幅バチが必要となってきますので、そういう形になりまして、残りの土地につきましては、土地の有効利用ということで、ここに書いておりますように、道路等のサイン事業等も含めたところで検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

○議員（5番 山田 英敏） 結構です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第42号土地の取得についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 10 名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 8. 議案第 47 号 平成 26 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（長野 正明） 日程第 8、議案第 47 号平成 26 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これから 2 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。4 番、平山議員。

○議員（4 番 平山 賢治） 4 番、平山でございます。12 ページの 19 目の定住促進事業費の中で、公民連携アドバイザー委託契約費が出ておりますが、この委託の内容についていまいし詳細な説明をお願いしたいんですけど。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まだちょっと正式な契約につきましては、当然予算が議決された後になると思っておりますけれども、業務の内容につきましては、当然ですけれども、本町につきましては、その PFI なり、PPP 事業に対します知識と技術等につきましては、ノウハウ等をうちが持ちませんので、全国地域 PFI 協会のほうからその公民連携の事業につきますノウハウや知見や情報の提供をいただくということでございます。

そして、さらに、公民連携の手法を比較検討して、適切な手法を町のほうに御提案いただくような形になっております。さらに、町が行います勉強会や研修等につきましては講師の派遣をいただくように考えております。

ほかにつきましては、また町と協会のほうで協議を行いまして、必要な部分につきましては業務の提供というか、必要な業務について提供いただくような形に考えておる次第です。

以上です。

○議長（長野 正明） 4 番、平山議員。

○議員（4 番 平山 賢治） 契約期間については、今のところ予定というものはございますでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 契約期間につきましては、今回補正で上げております六十数万円につきましては、ことしの 26 年 10 月 1 日から 27 年の 3 月 31 日の半年間を計画しております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにごございませんか。3 番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 関連することでございますけれども、この定住促進事業というのは、当然大刀洗は人口減少が進んでおりますので、進めることは当然のことだと思いますけれども、一つは、新聞情報がちょっと先行したせいで、地域の方々はどうなもんができるんだろうかというのは、非常に懸念を持っておられます。

そこで、方針は違うかわかりませんが、その整備の進め方とかでやっぱり町営住宅並みの地域環境なり、それから整備する際のいろんな広場とか、そういうのは当然そこをやっぱり参照していただいて進めなければならない。

それから、あと一つは、周辺住民への説明です。これは民間の開発行為と同じく、事業主がやっぱりやるようになっていきます。きちんとそういう環境面は周辺住民の方とか、100メートルとか何かそういう規則があったと思います。そういうことを、今度事業主がやはり民間になるのか、町が責任を持ってやるのか、その辺は私はあくまでもこれは町が責任を持って地域住民の方にも説明しなければならないというふうに私は考えますが、そのあたりの問題が私はあると思います。

それと、あと、進め方として、これは今、自治振興という形で進めてあります。しかし、これは内容が非常に多岐にわたると思います。非常に慎重に進めなければいけない問題だと思います。そういうことであれば、行政が一体となったプロジェクトチームをつくるとか、そういうのは連絡対象を密にするとか、そういうことは必要だと思いますけど、その辺の考えを慎重にやっていただきたいというのが私の思っていることです。

以上でございますけど。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、住民の方々の懸念があるということで、説明会を開くべきではないかということにつきましては、まず今現在具体的な提案できるようなものがまずございませんので、そういうあくまでも提案できるようなものができた段階で、当然ですけれども住民説明会などを行いまして進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

それと、多岐にわたる業務でありますので、プロジェクトチームをつくるべきではないかということでございますけども、隣の佐賀県のみやき町につきましては、まちづくり課と、あと建設課あたりが連携して進めていってあるようにございますので、本町につきましても、建設課のほうにつきましては家賃収入の受け入れ関係をお願いするなり、入居者関係の審査関係もそちらのほうでお願いすることになると思いますので、当然、今現在考えているのが、西大刀洗町営住宅の敷地内ということも考えておりますので、今のところ建設課なり、うちの部署のほうで連携を深めて進めていくような方向で考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） この前、PFIについてはいろいろ説明を受けました。そのとき、住宅の取り扱い名称ですか、地域優良賃貸住宅というような名称を使ってあります。で、町営住宅は先ほどおっしゃった、みやき町なんかは町営住宅というのを入居者募集の中にもそれをうたっております。ですから、その辺の違いがどうも住民の方々は非常にわかりにくいんじゃないかと思うかと。地域優良住宅というのは、これは入所条件が必然的に変わってくると思いますので、その辺を地域住民の方々にわかりやすく説明いただけるようなのをとっていただきたいというふうに思います。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 入居者の条件等につきましては、今現在の町営住宅につきましては当然所得制限関係が、低所得者層に対する関係になっておりますけども、今回うちが考えております地域優良賃貸住宅につきましては、対象を新婚さんなり、子育て世帯ということを重点的に考えておりますので、所得につきましても、今現在の町営住宅の制限の方たちよりも上の方の金額で考えておりますので、そういう部分につきましても、入居者募集等につきましても、そういう金額等につきましても、きちっと説明する資料等をつくりまして配布なり、説明会をするように考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） よろしくお願ひします。

○議長（長野 正明） ほかに。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） この住宅建設に関しては、面積が約4,500近くあるみたいなんです。で、これは建物を建てる目的で区画形質の変更を伴えば県の開発になるとと思いますが、この辺はどうでしょうか。なるか、ならないか、その辺を教えてもらいたいんですが。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 県の開発行為に該当するかどうかの御質問ですけども、当然3,000平米を超える土地の区画形質の変更が伴えば、県の開発行為のほうに該当します。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 県の開発に該当するとなれば、その申請関係も結構時間がかかるとと思いますが、これは一応町のほうで考えてあるのは、この予定、日程というのは、スケジュールはどういうふうになっていますか、予定は。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 開発許可の申請の件でございますけれども、あくまでも大まかなスケジュールではございますけれども、3月上旬に県のほうに申請いたしまして、大体2カ月ぐらいでおりるのではなかろうかというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） そうしますと、これは具体的に建物を建てるというのは、じゃ、いつぐらいになるのでしょうか。というのが、9月18日の西日本新聞報道によりますと、建築士あるいは償還計画なども12月の議会には説明をすると書いてありますが、これはいかがでしょうか。このように、その後のスケジュールはどうなっていますか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） それでは、山田議員の御質問にお答えいたしますけれども、スケジュールといたしましては、早ければ12月の議会におきまして、この建設に係ります債務負担行為なりを上程いたしたいというふうに考えておる次第でございます。

まだ今現在では、実際どのぐらいの規模とかがまだはっきり決まっておられませんし、どこの業者がするとか、そういうのも全く白紙の状態でございますので、今後煮詰めていきまして、予定としましては12月の議会で上程する予定で考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） お話を聞いていますと、建設ありきの話で進んでおりますが、このアドバイザー委託契約というのは、そもそもどういうことのアドバイザーといいますか、建設に適しているか、適していないかというそういうところのことは含まれてないんですか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） まず、この業務締結につきましては、先ほど平山議員の質問にありましたところで回答をした次第でございますけれども、まず建設ありきということではなくて、まず計画は考えておりますけれども、それが適しているかどうかとか、その場所とかにつきまして、私たちもなかなか知識がないもんでございますので、協会のほうと連携をしながら向こうの知識、ノウハウをおかりしながら進めていくということでございまして、もし不適ならば、もう当然ですけれども進まないことになるかと思っておりますけれども、町といたしましては、人口減少が進んでおるといってございまして、大もとの根幹といたしましては、町に対する定住促進を進めていきまして人口増を図っていきたいということが、大もとになるねらいでございます。

一般質問でもございましたけれども、森田議員のほうから普通交付税が減少しているということ

で言われておりますので、普通交付税の基礎数値につきましては、国勢調査の人口が当然基礎数値になってきますので、人口が減少すれば、その分交付税も減らされるということになってきます。

ですので、そういうことも含まして、定住促進を含めて、人口増を含めて、そして当然交付税関係も確保できるというねらいもありますし、町がこの事業を行うことによりまして民間の知識とか技術を活用させていただきまして、町が今行っている、もし仮に建設する部分につきましては、やはり技術者がいないということもございますので、なかなかノウハウがございませんので、民間の知識を使うことによって事業費の減が進められるということです。

それと、住みやすい住宅ということで、子供さんとか、障がい者に対する優しい、住みやすい住宅建設のノウハウができるということ、それと、家賃収入の徴収とかにつきましても、今現在、町営住宅につきましても徴収がなかなか難しい部分もありますけども、これにつきましては、SPCといいますか、そちらの企業団のほうが家賃徴収をしていきますので、職員のほうの業務量の減ということもございますので、そういうものを全て含めましたところをPFI事業を進めていったほうが断然有利であるというか、有効であろうということが今回にございましたので、今回こういうことを進めていきまして、まずこの事業を進めていきたい。そして、本当に私たちはノウハウがございませんから、そういう知識の提供をいただくということが、このアドバイザー契約の主眼でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 私も先日PFIの説明を聞きましたが、話としては、とても夢のような話といたしますか、それだからこそ、ちょっと心配もするところがありまして、だから、職員がやっぱり知識をしっかり持って対応していかないと、言われるままになるのではないかと懸念をいたします。

で、今、課長の答弁の中にも、私たちはよく知りませんという言葉がたくさん出ますように、行政職員の方には本当にまだ疎い、新しい事業ですので、不案内なところもたくさんあるかと思いますが、そこ辺をしっかり勉強して精査した上でないと、非常に怖さを感じるものもあります。甘い話には落とし穴があったりしますので、そういう懸念をいたしておりますが、仮に建設ありきとして考えたとして、この建設ありきの中で4軒の町営住宅の人の移転の費用も上がっていると思うんです。まだそのほかに、町営住宅に入っていらっしゃる方がいらっしゃいます。そのこの処理といたしますか、それはそのまま残るんでしょうか。それとも、もしこの定住住宅を建設される場合には、残った町営住宅の方はどうなるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 町営住宅につきましては、一応建設課のほうで管理をしておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、西大刀洗住宅団地には、町営住宅の中で木造の平屋の建物が2棟4世帯ございます。これは昭和48年に建設されておまして、もう既に耐用年数を12年ほど過ぎております。それと、もう一つは、鉄骨モルタル造りの2階建ての建物が3棟ございます。ここに一応6世帯住んであります。

で、現在のところ、木造平屋の2棟4世帯、これにつきましては、もう危険が迫っておりますので、9月以降、住民の方には移設をお願いしておまして、現在、3世帯が移設をされて、残り1世帯が今現在どうするかというところで検討中でおまして、今回の計画の予定地は2棟の木造の平屋の分を含めたとこの約3,500平米ぐらいが予定地となっております、残りの鉄骨モルタルの2階建ての分につきましては、まだ耐用年数が8年ほど残っておりますので、8年経過した後に検討するという形で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） じゃ、この定住促進の住宅には影響しないということですね。今の6世帯が入っていらっしゃる住宅はそのままあっても差しさわりのないということと考えてよろしいですか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 今回の予定地につきましては、鉄骨モルタルの2階建ての分はそのまま残りますので、影響はございません。影響があるのは、その取り壊す予定地の木造平屋の2棟分、4世帯の分が今回の敷地の対象となっておりますので、来年3月をめどに取り壊す予定で進めております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） もう一点質問させていただきます。

全協の中で伺いましたんですが、今回の事業計画は町営住宅そのものの今後の管理・建設計画とはまた別個の事業として、その戸数も取り扱っていくという答弁をいただいたんですが、そのとおりで間違いないでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 町営住宅とはまず別という形で進めていきます。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうしますと、今、もともと町営住宅があったところに建設すると
なると、今後町営住宅をどうしていくかという問題と、例えば町のストック計画を見ておます
と、平成30年には66戸の町営住宅の整備を目指すというふうになりますけど、この計画とい
うのは、もしこれが推進されたとしても、例えば別の土地なり部分を活用しながら、その66戸
という整備をまた別途目指していくと、そういうふうを受け取っていいんですか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 平山議員がおっしゃられた町営住宅のストック総合活用計画、これは
平成21年3月に策定しております、策定した目的としましては、大堰住宅団地の新築に伴い
ましてストック計画を立てないと建築補助金が出ないということで、ストック活用計画を策定し
たところございまして、今年度9月補正予算に町営住宅長寿命化計画の策定業務委託というこ
とで250万を計上させていただいているところであります。

この町営住宅の長寿命化策定計画を、これは、今定められておりますストック総合活用計画を
ベースにした今後の大刀洗町における町営住宅のあり方、もしくは大規模改修、それと、今ご質
問になっております雇用促進住宅の分も含めたところで、総合的に、町営住宅とその雇用促進住
宅を含めたところで長期的に計画をするという分ございまして、その策定計画に基づいて今後進
めていく形になると思いますから、今後、町営住宅がふえる、減るというのは、まだ今のところ
は断言できません、その計画に基づいて進めていくという形になります。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうしますと、本事業とはその町営住宅の建設は別個に考えていく
という答弁と、本事業も含めた、総合的に供給構成を考えていくという答弁が2つ、今2種類あ
ったかと思うんです。そこが問題、そこを問うておるんです。

含めて整備やっていくのか、これ含めないでやっていくのかというのは、今どうも、こう違う
答弁が出ているように思うんですけども。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 計画としては、ことしの9月に補正予算で計上しております長寿命化
策定計画につきましては、雇用促進住宅も含めたところで計画をしております。計画の中には一緒
に入っております。

ただ、やる部署としましては、建設課のほうは町営住宅を維持、管理、運営していきまして、
地域振興課のほうがこの地域促進住宅のほうの建設に、PFIも含めてかかわっていくという形
でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ということは、町営住宅は、まずはそのPFIとは別個にやるということではなくて、この戸数も含めた総合的な長寿命化とか、そういうのをやっていくというふうに、ここは答弁、そこがちょっと違ってるかどうか、じゃあ町長、どうですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 建設課長が説明したとおりなんですけれど、このPFI事業をやるために、全てを計画を見直すというか、そういうことでやらなきゃいけないとですね。ですから、ただ、町営住宅の今の対象者ちゅうのは、低所得の方たち。今回の分は、少し所得は高くなるんです。ですから、全く同じような扱いにはならないと、そういう考えです。

で、林議員からも当初に質問があったんですね。1カ所だけつくって、菊池だけつくってほかのところにつくらんというのは、ちょっと具合が悪いんじゃないかと。そういうこともありますので、何とか、これよくわからんとですよ。これで本当にやる場所があるかどうかもわかりません。民間でやるわけですから。で、そういうノウハウがないから、今回お願いをするわけですね。

じゃあ今、うちがあそこで、西大刀洗の住宅地の跡でやろうと考えてますけど、本当にあそこでできるかどうかわかりません。そういうことも含めて委託をするわけですね。ですから、建設ありきとかそういう話も出てますけど、今そういうところをはっきり言えるような段階じゃないとですね。

ですから、考え方として、今のある町営住宅と、今回つくる定住促進住宅は違うというかね、物が。そういうふうを考えていただきたいんです。ただ、進めていくためには、全体のことを、計画を見直してやらないといけないという、そういう仕組みになってます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 総供給戸数をどういうふうに見直していくかということ、非常に問題だと思ってるんですけど、これはもう大変、一定の所得以上の層を取り込んでいくということで、現時点でのそういう住宅困窮者とか、あるいはその低所得者に措置するものとは性格が違ってくるものですから、そこはやはり一線を引いて、現在ある住宅困窮者本来の域であるところにどう手当するかというのは、やはり十分、今後も検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） それではこれで質疑を終わります。平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 初日の安丸議員のほうから、消防団協力事業所認定の事業所名で

4カ所あるということで、私がちょっと3つしか答えられませんでしたので、もう1社報告させていただきます。堀江電気工事有限会社というところでございます。

4社につきましては、先ほど言いました堀江電気工事有限会社、有限会社安達組、有限会社飯田建設大刀洗支店、株式会社ヒミコ建設大刀洗営業所、以上の4社になります。

以上です。

○議長（長野 正明） それでは、質疑をこれで終わります。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。私は本案に反対の立場から討論を行います。

申し上げましたのは、ただいま申し上げました官民連携アドバイザー費委託契約料でございます。

既に多くの議員からも質疑が寄せられておるとおり、大変な懸念が、今この事業に対して発生しておるとみていいと思います。

一つはPFIそのものの有効性でございます。近年はその効果に疑問が噴出したしまして、PFI方式による事業数は減少傾向にあると報告されております。また、福岡では日本初のPFI破綻の事例ということで有名なところでもございます。また、経費負担、リスク負担の問題等、さらに検討の必要があるかと思えます。

もう一つは計画そのものの問題であります。西大刀洗の町営住宅跡地を計画地とするとの概要なり報道がございましたが、もともと同地区は民間による賃貸住宅が多数建築されておりまして、供給過剰との声も寄せられているところでございます。また、他の議員からも地域合意の問題、説明の問題等の懸念がございました。また、町営住宅の供給数を、今後どのように計画していくかについても疑念が残ります。ストック計画によれば、町営住宅の目標戸数は、30年度に66戸とのことでありますが、それとの整合性はどのようになるのでございましょうか。

この委託料を予算として議決する前に、議会としては、議会閉会中にPFIの意義・効果について十分に調査する必要があると考えます。仮に可決された場合でも、このPFI事業そのものが認められたわけでは断じてないということを十分御認識いただき、行政運営に当たっていただきたいと強く求めるものであります。

以上の点から、私はこの本案に賛成しかねますので討論といたします。議員各位の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに、討論ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 私はこの補正予算に賛成の立場から討論いたします。

先ほどいろいろ議論がありましたように、定住促進事業に関するアドバイザー委託契約のことについては、議員諸氏もいろいろ心配、懸念してあるところであります。私も同じように、建設ありきの話では、非常に今の段階では不安だなと思っております。

それでも、このアドバイザー委託契約をして、本当に事業を進めていいのかっていうことは、しっかり庁舎内でも議論をし、議員も議論をし、そして職員もしっかり勉強した上で、慎重に進めていっていただくことを約束いただきまして、賛成討論といたします。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから議案第47号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第45号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（長野 正明） 日程第9、議案第45号平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第45号平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第44号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第44号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第44号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

次は認定ですけども、認定につきましては所管の決算特別委員会委員長からお手元に配付のとおり、審査報告書の提出がありました。決算特別委員会において詳細な質疑をいただいておりますので、委員会報告と質疑を省略いたします。

日程第11. 認定第1号 平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（長野 正明） 日程第11、認定第1号平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。私は本案に不承認の立場から討論いたします。

毎年述べておりますが、ほとんどの項目には賛成でございます。

特に評価すべきものとしたしまして、学校施設の改修や町施設の耐震化が大きく進んでいること。また、医療健康福祉分野の諸政策が充実していること。これらは、人口規模の小さな我が自治体だからこそ、きめ細やかにできる事業として大いに評価したいものであります。

また、住宅リフォーム助成事業も、300万円の予算がほぼ満額執行されておりまして、4,000万円を超える工事高との報告がございました。町内の住民と事業者双方にとって、また町の税収にとっても、効果ある地域経済を活性化させるこうした事業に引き続き推進していただきたいと、切に願う次第です。

一方で、認定すべきでないとする支出も幾つかございます。以前から述べていることですが、葬祭場建設費関連の支出、またシンガポール進出関連の事務所負担金、旅費を含む費用、事業効果も不透明なまま執行されているもので認めることができません。

また、JAPAN s g、自治体SNS関連の諸事業につきましても、組織の不明朗さ、運営の不透明さ、運営名称や組織がころころ変更されるなど、事業の抜本の見直しが不可欠だと断じざるを得ません。地域づくり関連の事業も含めて、厳しく検証することが求められていると思います。

同和関連の支出につきましては、特に一部の団体に補助金を投げ渡すことは、問題の真の解決にはつながらず、逆に差別を固定化し温存する装置となっているというべきで、断固反対するものであります。

次に、早急に改善が必要な項目といたしまして、職員体制の充実でございます。正規職員を削減し非正規職員が増大する中で、部署によっては長時間労働や人員不足が慢性化し、心身の故障も少なからず見受けられるところでございます。恒常的な業務には正規職員を適正に配置すること、仮に非正規職員を任用するにしても、待遇の改善、雇用の保証、熟練の確保など、国からも近年改善が指示されているところでございます。早急な充実を求めるものです。

全体として実質収支が3億7,000万円の黒字で、基金額も順調に増加の傾向にあります。住民が増税と負担増、給付削減にあえぐ中で、自治体だけが着々と基金を積み増しする姿は本末転倒ではないでしょうか。これらの財源を今こそ活用し、近隣市町村に比べて大きくおくれをとっている国保税の軽減、小学生以上の医療費の助成に、今こそ踏み込むべきではないでしょうか。町長の英断を期待するものであります。

来年度からは、子育て関連、介護保険関連、いずれも大きな改定が予定されています。いずれにおいても、国は責任と財源を示さず市町村に大きな負担を強いるものであり、住民の立場に立った政策立案が求められています。るる述べてまいりましたが、住民本位の立場での行政、福祉の向上を目指す立場での行政の推進を心から願うものであります。

一括で採択する性格上、不承認の立場で討論するものでございます。議員各位の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 次に、賛成討論ですけどもございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） それではこれで討論を終わります。

これから認定第1号平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

日程第12. 認定第2号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（長野 正明） 日程第12、認定第2号平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

認定第2号平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

日程第13. 認定第3号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（長野 正明） 日程第13、認定第3号平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから認定第3号平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

日程第14. 認定第4号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（長野 正明） 日程第14、認定第4号平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから認定第4号平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。本件は委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

日程第15. 認定第5号 平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（長野 正明） 日程第15、認定第5号平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから認定第5号平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

日程第16. 認定第6号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（長野 正明） 日程第16、認定第6号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから認定第6号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に請願についてです。所管の委員会委員長からお手元に配付のとおり、請願審査報告書の提出がありました。

日程第17. 請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（長野 正明） 日程第17、請願第2号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会花等委員長、登壇して報告をお願いします。花等委員長。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） 委員長報告をいたします。

平成26年第19回定例会において、総務文教厚生委員会に付託された請願第2号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審査の結果を得ましたのでここに報告いたします。

委員会は平成26年9月12日午前9時半から協議会室において開催し、出席委員は6名でした。長野議長及び紹介議員であります平田一成議員の出席を得て審査いたしました。

続いて審査状況について申し上げます。

請願書朗読後、紹介議員の平田一成議員から請願の趣旨内容説明を受けました。

平成23年度に義務標準法が改正され、念願の35人少人数学級がスタートした。これは長年の請願活動の結果だと思う。24年度には、2年生から中学3年生まで、5カ年かけて少人数学級にしていく教職員定数改善案が出されたが、いまだ予算にも上っていない。子供たちが豊かな教育を受けることは、未来への先行投資である。

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数も、教員1人当たりの児童生徒数も多い。2011年の国内総生産GDPに占める日本の教育費は、3.8%で32カ国中5年続けて最下位である。平均は5.6%で、最高はデンマークとノルウェーで8.7%である。

三位一体の改革により、義務教育費国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政が圧迫されている。今までは、請願者が教育組合からだけであったが、今回は保護者も名を連ねてある。学力向上と言いながら、一番効果的な少人数学級に踏み込まないのはなぜか。ここにお金を使わないことで、社会的損失を招いていることを自覚しなければならない。筑後市は3,000万円の予算をつけて、単費で少人数学級を実施している。

義務教育は全国平等であるべきで、自治体ごとに差が出てきてはならない。国は責任を持ってやるべきだとの意見があり、審査の結果はお手元に配付されている審査報告書のとおり、満場一致で採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから請願第2号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決いたします。本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。委員長報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本請願については採択とすることに決定しました。

日程第18. 請願第3号 「農業・農協改革」に関する請願書

○議長（長野 正明） 日程第18、請願第3号「農業・農協改革」に関する請願書を議題とします。

建設経済委員会山田委員長、登壇して報告をお願いします。山田委員長。

○建設経済委員長（山田 英敏） 委員長報告をいたします。

平成26年第19回定例会において、建設経済委員会に付託された請願第3号「農業・農協改革」に関する請願書の審査の結果を得ましたのでここに報告いたします。

委員会は平成26年9月の16日午前9時半から協議会室において開催し、出席委員は4名でした。長野議長及び紹介議員であります安丸眞一郎議員の出席を得て審査をいたしました。

続いて審査の状況について申し上げます。

まず、請願書の朗読の後、安丸眞一郎議員から趣旨内容の説明がなされました。

来年の通常国会では、農協の大幅な改革、農業委員会制度の改革により、農協の株式会社化、あるいは農業委員の地域推薦、あるいは議会推薦の廃止等がうたわれております。

農協の具体的な改革に関しましては、中央会を事実的に新たな制度に移行、あるいは全農の株式会社化。農業委員会制度改革に関しては農業委員の選挙制度の廃止、市町村長の選任、委員数も半分程度に削減。農業生産法人に関しましては、農業生産法人になる要件の緩和、農業法人の事業拡大は5年後に見直す。

行政と農業のかかわりは、基幹産業である農業の担い手や農地の問題を、大刀洗町も一体となって取り組んできました。委員の中から、さまざまな意見が出されました。

一つは、現在の農協は組合員のためなのかわからない。何か改革の必要がある。それから、最近農協職員が直接家庭に出向いて、農家のためになるように頑張っている。それから、組織内部で組織改革に向けて、政府からの押し付けではなくて農協独自に組合員の意見を反映し、組織改革を進めるべきである。それから、今多様化した組合員のニーズに対応できていない。大農家は農協を離れていっている。農村部に地盤を持つ議員や農水省OBは農協を保護する考えは強い。農協は危機感を持ち、合併により維持しようとしている。自己改革により生き残る必要がある。などの意見が出されました。

この請願書に対しては、賛成・反対に近いものもありますけれども、最終的な審査の結果はお手元に配付されております審査報告書のとおり、満場一致で採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告は終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから請願第3号「農業・農協改革」に関する請願書を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本請願については採択することに決定しました。

日程第19. 請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

○議長（長野 正明） 日程第19、請願第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を議題とします。

総務文教厚生委員会花等委員長、登壇して報告をお願いします。花等委員長。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） 委員長報告をいたします。

平成26年第19回定例会において、総務文教厚生委員会に付託された請願第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書の審査の結果を得ましたのでここに報告いたします。

委員会は平成26年9月12日午前9時半から協議会室において開催し、出席委員は6名でし

た。長野議長の出席を得て審査をいたしました。

続いて審査の状況について申し上げます。

請願書朗読の後、紹介議員の林議員から請願書の趣旨内容説明と質疑答弁の中から報告いたします。

B型肝炎とC型肝炎の医療費や障害認定の拡充を求める請願である。B型肝炎は予防接種の針の使い回しが主な原因、C型肝炎は、手術のときなどにフィブリノゲン製剤を止血剤として使ったことが原因の薬害である。

1点目は医療と補助の拡充で、肝炎になると肝硬変から肝がんになり、亡くなる方が多い。予防接種が原因で感染したにもかかわらず、医療費が補助されているのはインターフェロンなどのウイルス増殖を抑制する治療に限られ、肝硬変や肝がんにはない。進行している病気も医療費の補助の対象にしてほしい。

2点目は、障害認定の緩和です。例えばペースメーカーを入れている人や透析を行っている人は障害者1級となり、1医療機関、月500円、入院1日500円などの補助が受けられるが、肝炎患者は障害の認定が非常に厳しい。障害者手帳受給者は1級から6級で、1級が厳しく大体ピラミッド型になっているが、肝炎患者は認定基準が厳しく、肝移植が必要になったり、死亡する直前にならないと認定されないため、逆ピラミッドの患者構成になっている。高額医療制度はあるが、それも8万円は必要となり、仕事もできないので障害者認定も早くしてほしい。インターフェロンの医療費も無料ではなく、所得に応じて1万円から5万円の自己負担がある。インターフェロンの治療とか、それ以上進んだ人の治療の自己負担が問題である。肝炎は治療法があるので、難病というカテゴリーではないので、医療費と助成を確立する必要がある。

肝炎は気づかぬうちに感染して、出産時や母子感染など2次感染するケースもあるとのことから、審査の結果はお手元に配付されております審査報告書のとおり、満場一致で採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから請願第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。委員長の報告どおり決定

することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本請願については採択とすることに決定しました。

日程第20、請願第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（長野 正明） 日程第20、請願第5号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

総務文教厚生委員会花等委員長、登壇して報告をお願いします。花等委員長。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） 委員長報告をいたします。きょうは傍聴の方がいらっしゃってますので、少しゆっくり読みたいと思います。

平成26年度第19回定例会において、総務文教厚生委員会に付託された請願第5号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の審査の結果を得ましたのでここに報告いたします。

委員会は平成26年9月12日午前9時半から協議会室において開催し、出席委員は6名でした。長野議長及び参考人として大刀洗町聴覚障害者部会の棚町さんの出席を得て審査いたしました。

続いて、審査の状況について申し上げます。

請願書朗読の後、紹介議員の安丸議員から請願の趣旨内容説明がありました。

続きまして、参考人の棚町さんから補足説明を受けました。説明と質疑の答弁を織りまぜて報告いたします。

1890年ごろ、当時の文部省から、手話は差別を生みやすいから、手話を禁止して口話教育にするという省令がありました。手話は口述教育の妨げになるということで、禁止になった歴史があります。棚町さんも4年生ごろまで口話教育を受け、その後先輩などから手話を学んだとのこと。今でも聾学校では、手話は正式に認められておらず、補助として使われています。

国連の障害者権利条約には、手話は言語であると明記されているが、日本政府も動いてはいるものの、まだ手話言語法制定がされておらず、聾者の環境整備がなされていない。音声を聞き取りにくい聴覚障害者にとって、言葉によるコミュニケーションだけでは情報が閉ざされてしまうので、国が手話を言語として法制化し、情報保障対策を講じて、聾者が安心して生活が送れるようにしてほしい。

講演会では要約筆記がなされているが、手話とどちらがいいのかとの質問に対して、要約筆記には文書教育を受けた難聴者や中途障害者にとってはとてもよい手段であるが、先天性の聾者は、口話教育で聾学校を過ごしたので文章力が弱く、理解力に欠けるので手話が必要である。

現在、47都道府県中34、1,741自治体のうち614の自治体から意見書が出されている。9月議会においては、もっとふえていると思います。佐賀県、三重県、北海道、鳥取県では、手話を言語として普及を進める条例を制定した。

以上のようなことから、審査の結果はお手元に配付されております審査報告書のとおり、満場一致で採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから請願第5号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本請願については採択とすることに決定しました。

日程第21. 請願第6号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書採択に関する請願書

○議長（長野 正明） 日程第21、請願第6号建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

建設経済委員会山田委員長、登壇して報告をお願いします。山田委員長。

○建設経済委員長（山田 英敏） それでは委員長報告をいたします。

平成26年第19回定例会において、建設経済委員会に付託された請願第6号建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書採択に関する請願書の審査の結果を得ましたのでここに報告いたします。

委員会は平成26年9月の16日午前9時半から協議会室において開催し、出席委員は4名でした。長野議長及び参考人3名の出席を得て審査いたしました。

続いて審査状況について申し上げます。

まず、請願書朗読の後、平山賢治議員から趣旨の内容の説明がなされました。

アスベストは世界的に非常に問題になったにもかかわらず、日本政府は2007年まで、原則、使用禁止措置をとらなかったため、被害が大きく広がった責任がある。2番目に、アスベスト被害救済法を制定しているが、内容は非常に不十分である。3番目に、被害者救済の補償制度確立と被害の根絶、新たな暴露防止対策を国に求めるものである。

それから、参考人として出席の福岡県建設労働組合久留米支部の永松氏により、説明を受けました。

アスベストは戦争当時から潜水艦の中や造船所で必要な建材として使われてきた。諸外国では人体に悪影響を及ぼすとされた後も、日本では駐車場の鉄骨や建物の鉄骨の腐食防止、床材や外壁材、天井材などほとんどの建材に入っていた。建設職人やアスベスト製造メーカー作業員も、アスベストの吸引が広がった。

阪神淡路大震災では多くの建物が倒壊し、公害として問題になることが懸念されておる。また、車の修理や車検をするところでは、ブレーキパッドに使われて被害に遭い、また学校の先生も天井が破損したまま授業をし、暴露したといろんな職種の方が被害に遭っている。今後、もっと多くの方に広がることわかつていいる。

平成17年にクボタ関係の製造工場でたくさんの被害が出ました。これはクボタショックと言われております。これを受け、これを取り扱うための基準ができたが、十分な安全対策はされないままである。

今後広がってくると思われるのは、今、建築改築の時期に入っており、これらにはほとんどアスベストが含まれている。アスベストは目に見えない繊維で、吸引してもすぐに病気になるわけではなく、長い時間がたつと肺がんや中皮腫等の病気になると言われております。

健康診断のレントゲン写真を見ても、アスベストの判断ができないと言われており、早期に被害が発見できるよう、早期な仲裁ができる国の対策を求めているものであります。

以上の説明を受け、質疑もいたしましてそれが終了し、審査の結果としてはお手元に配付されております審査報告書のとおり、満場一致で採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから請願第6号建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意

見書採択に関する請願書を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は採択とすべきもの
あります。委員長の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本請願については採択とすることに決定しま
した。

日程第 2 2. 発議第 1 号 教育予算の確保と充実を求める意見書について

○議長（長野 正明） 日程第 2 2、発議第 1 号教育予算の確保と充実を求める意見書についてを
議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
発議第 1 号 教育予算の確保と充実を求める意見書について
.....

○議長（長野 正明） 提出議員の趣旨説明を求めます。平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 皆さんこんにちは。今、説明もありましたけれども、平成 23 年の
4 月に約 30 年ぶりに学級編成標準が引き下げ、法律が国会で成立したわけでございます。そし
て、小学 1 年生 35 人以下学級が実現し、また加配処置によって小学校 2 年生で実施されてきま
した。

この三十数年の長い期間、請願を出し続けたことは、これは非常に継続は力なりとつくづく感
じました。そして中学 3 年生まで 5 年間で順次 35 人以下に改善することに決まっていたのが、
また見送られましたところでございます。

教育は未来への先行投資でもあり、少人数学級は子供一人一人にきめ細かな指導ができるし、
豊かな教育をすることは極めて重要であり、教育は未来への先行投資であることは社会的に共通
の認識であると思います。

文部科学省が実施した今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約
6割が小、中、高の望ましい学級規模としては 26 人から 30 人と挙げております。多くの国民
も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。そして、日本は OECD——これは、経済協
力開発機構——諸国に比べて 1 学級当たりの児童生徒数や教師 1 人当たりの児童数が大変多いの
でございます。欧米では 20 人か 30 人学級が当たり前で、日本は大きく立ちおくらせています。

当面は、35 人学級を中学 3 年まで早急に完成させ、並行して 30 人学級を進める事、さらに
三位一体の改革により義務教育国庫負担制度の国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げら

れて以来、自治体の財政も圧迫し続けております。

教育の機会均等と維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担をもとの2分の1に復権することをお願いしますが、議員諸氏の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号教育予算の確保と充実を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第23. 発議第2号 「農業・農協改革」に関する意見書について

○議長（長野 正明） 日程第23、発議第2号「農業・農協改革」に関する意見書についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....

発議第2号 「農業・農協改革」に関する意見書について

.....

○議長（長野 正明） 提出議員の趣旨説明を求めます。安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番安丸です。「農業・農協改革」に関する意見書を提出に当たっての趣旨を説明させていただきます。

本請願採択に当たって、先ほど山田建設経済委員長の報告の中にありましたように、政府は6月24日に改定した農林水産業地域の活力創造プランに基づく全農の株式会社化の推進など、条文に盛り込むなどの農協法改正案を来年の通常国会に提出すると言われております。「農業・農協改革」の今後の進め方いかんでは、JAグループの機能低下はもちろんですが、そのことによって農業者への多大な影響が懸念され、改革いかんによっては、そういうことが想定されます。

改革に当たっては現場の意見を反映するよう、また組合の自己改革を基本に、拙速な対応を行

わないように求めて本意見書を提出するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから発議第2号「農業・農協改革」に関する意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

----- . ----- . -----

日程第24. 発議第3号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

○議長（長野 正明） 日程第24、発議第3号ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....

発議第3号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

.....

○議長（長野 正明） 提出議員の趣旨説明を求めます。林議員。

○議員（6番 林 威範） 6番、林威範でございます。それでは、ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の意見書について、趣旨を説明いたします。

まず前提でございますが、肝炎になられた方はそのまま病気が進行しますと肝硬変・肝がんになる可能性が非常に大きい病気であります。意見書の中にもありますように、日本の中で肝炎患者が大きく広がってしまったのは、まずは予防接種のときの注射器の使い回しが問題となっております。B型肝炎の場合は予防接種の注射器使い回しが原因となっております。

WHO——世界保健機関——は、1953年に注射針の使い回しをやめましょうということを警告いたしておりますが、国が注射針等を1回ずつ取りかえるように医療現場に指導したのは、それから35年後の1988年になってからでございます。そのため、B型肝炎ウィルスに感染

された方が非常に多く広がっております。

次にC型肝炎ですが、C型肝炎は主に薬害、非加熱製剤による投与が感染の原因となっております。血液製剤についても、加熱・滅菌をしてから薬をつくるほうが良いという流れがありました。国がしばらく放置しておりましたので、加熱・滅菌されていない血液からつくられた薬を使ったことによるC型肝炎の方が多数存在しております。それらのことは、国の法的責任が明確ということが判明しております。国の責任があったということが認められております。それらのことから国の責任が明確ですのでB型肝炎、C型肝炎の治療に関しては、一部医療の助成がされております。

しかしながら、そこから進行した肝硬変・肝がんになられた方に関する医療に関しては、医療費の助成が一切されておらず、例えば手術費用が大きくかさんだり、入院費用がかかったり、また病気のために仕事ができないなどの方が多数存在しております。それらのことから、今回の意見書ですがウイルス性の肝炎だけではなくて、そこから進行された肝硬変、肝がんに関しても医療費の助成をふやしてほしいということが1点です。

それから2点目ですが、肝機能においても身体障害者の認定がございしますが、非常に厳しい、障害認定が厳しいという内容になっております。通常ですと障害認定の緩い、等級の低い4級、3級のほうが人数が大きくなって、身体障害度が重たい2級、1級が人数が少なくなるピラミッド型が一般ですが、肝疾患に関しては逆の形になっております。平成23年末ですが1級が5,000人、2級が600人、3級は400人、4級が200人と障害認定の重い人が多く数値としては挙がっております。

この原因としては、認定基準の設定が余りにも厳しすぎて、1級として認められるのは肝移植を行った方、もしくはそれに準ずる方など非常に厳しい設定があるから、このような逆ピラミッド型になっているのではないかとということが言われております。

以上のことから、身体障害者の肝機能の部分の基準を緩和してほしいという意見書になっております。

以上2点、肝硬変・肝がんに対する医療費助成と、肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準の緩和を求める意見書を提出させていただきたいと思っております。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから発議第3号ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第25. 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書について

○議長（長野 正明） 日程第25、発議第4号「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書について
.....

○議長（長野 正明） 提出議員の趣旨説明を求めます。安丸眞一郎議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番の安丸眞一郎です。「手話言語法」制定を求める意見書について、説明を行います。

手話は、手話を使う聾者の方にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として、今日まで大切に守られてきております。しかしながら、先ほど花等委員長の報告の中にもありましたように、聾学校で手話は禁止され、社会では手話を使うことによって差別されてきた長い歴史があります。

2006年12月に採択された国連の権利条約には、「手話は言語である」ということが明記されております。聾者の方々が安全で安心して日常生活を送れるよう、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することを強く訴えるものであります。

議員各位の御賛同、よろしく願います。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから発議第4号「手話言語法」制定を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第26. 発議第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書について

○議長（長野 正明） 日程第26、発議第5号建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
発議第5号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書について
.....

○議長（長野 正明） 提出議員の趣旨説明を求めます。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。趣旨説明させていただきますが、趣旨は本文のとおりでございます。

国が責任を持って一刻も早いアスベスト被害を救済・解決することが求められております。

議員各位の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから発議第5号建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第27. 発議第6号 集団的自衛権を容認しないよう求める意見書について

○議長（長野 正明） 日程第27、発議第6号集団的自衛権を容認しないよう求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
発議第6号 集団的自衛権を容認しないよう求める意見書について
.....

○議長（長野 正明） 提出議員の趣旨説明を求めます。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 続けて失礼いたします。趣旨は、本文のとおりでございます。

1つは、集団的自衛権を認めることになれば、同盟国の引き起こす世界各地の戦争に参戦する道が開けるということ。2つ目に、集団的自衛権は現憲法下では認められないと歴代の内閣が一貫して答弁してきたにもかかわらず、安倍内閣は閣議決定でこれを覆そうとしていることです。内容的にも手続上も、二重に認めることはできません。当町議会としても集団的自衛権の容認に反対の意思表示を行いたいと考えるものです。議員各位の御賛同、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号集団的自衛権を容認しないよう求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立8名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

.....
日程第28. 発議第7号 暴力団排除に関する決議について

○議長（長野 正明） 日程第28、発議第7号暴力団排除に関する決議についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
発議第7号 暴力団排除に関する決議について
.....

○議長（長野 正明） 提出議員の趣旨説明を求めます。平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） それでは、暴力団排除に関する点で御説明を申し上げたいと思います。

この北九州においては十七、八年前だったと思いますが、漁業協同組合長が射殺されております。そして、ことしもその弟さんになられる方が襲撃され、命は取りとめられておりますが、この暴力団による事件絡みで住民を本当に脅かしておるところでございます。また、十数年前だったと思いますが、久留米市でも暴力団抗争があり、一般住民にも被害が出て、本当に何と言いますか、暴力団は絶対許せないという気持ちがいっぱいでございますが、今、警察庁より540名ほど北九州には応援の警察が来て、やっと、ここに書いてありますように11日と13日に暴力団のトップ1、2が逮捕されたわけでございます。

普通の住民にこの暴力団によるみかじめ料とか、商売人の方にはみかじめ料とか、いろんな要望をしてくる暴力団を絶対許してはいけないと私は思っております。それで、大刀洗町でもこの暴力団排除の活動を支援するというところでございますが、きのう、北九州市議会でも暴力団排除を議会全会一致で可決しております。今こそ社会全体で暴力団追放を進める極めて大事な時期であると思います。ぜひ議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号暴力団排除に関する決議についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

.....
日程第29. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）

○議長（長野 正明） 日程第29、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（長野 正明） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第19回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時25分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年 9月26日

議 長 長野 正明

署名議員 花等 順子

署名議員 平田 一成

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年 9月26日

議 長

署名議員

署名議員